特別定額給付金についてのＱ＆Ａ

問１　住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょう か。

→　収入による条件はありません。年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護 者であることに関わらず、支給対象となります。

問２　給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行 けば申請ができますか。

→　申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとします。申請方法は、市区町村から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）又はマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方 式）が基本です。

問３　申請書以外に準備すべき書類はありますか。

→　それぞれの申請方式により以下の 書類が必要となります。

【郵送申請方式】　①本人確認書類。マイナンバーカード、運転 免許証等の写し②振込先口座確認書類。金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通 帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し（水道料引落等に使 用している受給権者名義の口座である場合には不要）

【オンライン申請方式】振込先口座確認書類 ※マイナンバーカードを持っている人について受け付け、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要となります。

問４　いつから申請を行うことができますか。

→　可能な限り速やかに申請を受け付けら れるよう、準備を進めます。

具体的な申請の受付開始時期はそれぞれの市区町村において設定されることになりますが、政府（総務省）としてもホームページ等において情報提供いたします。

問５　申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

→　各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から３か月以内が受付期限となります。

問６　給付金はどのように受け取るのですか。

→　原則として、本人名義の銀行口座への振込みとなります。

いち早く情報をお届け
LINE@
はじめました。
須田旭府政事務所